

申請期限迫る！！

岡崎市中小企業緊急雇用安定補助金

■補助金の概要

東日本大震災などの影響により、ますます厳しくなる経済情勢の中、中小企業の雇用の安定と維持のため、国の中小企業緊急雇用安定助成金（以下「助成金」という）の支給決定を受けた企業に対し、補助金を交付します。

■対象事業者

市内の事業所で休業を実施し、助成金の支給決定を受けた中小企業事業主

■補助対象経費

市内の事業所を一時的に休業した場合の当該事業所の休業における休業手当に要する経費で、助成金の支給決定通知日が平成23年4月1日から平成23年9月30日までのもの

■補助金額

国の助成率が4/5の場合は、残りの1/5を、国の助成率が9/10の場合は、残りの1/10を市が補助します。（円未満切捨て）

※補助金算出例

$$\text{国の助成金} \div \frac{\text{国の助成率}}{(4/5 \text{ または } 9/10)} \times \frac{\text{市の補助率}}{(1/5 \text{ または } 1/10)} = \text{市の補助金}$$

■申請方法

申請される事業主の方は、下記の書類を商工労政課まで提出してください。

- ① 岡崎市中小企業緊急雇用安定補助金交付申請書兼実績報告書（岡崎市ホームページからダウンロードできます。）
※岡崎市HPトップ>（左下）申請書・様式集>（組織別一覧）経済振興部>岡崎市中小企業緊急雇用安定補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 中小企業緊急雇用安定助成金支給決定通知書の写し
- ③ 中小企業緊急雇用安定助成金（休業等）支給申請書の写し
- ④ 中小企業緊急雇用安定助成金（休業・教育訓練）助成額算定書の写し
- ⑤ 休業・教育訓練実績一覧表の写し
- ⑥ 納税証明書（原本）

※交付日が3ヵ月以内のもので「証明日現在滞納なし」（金額記載なし）の完納証明書。写しは不可。

■申請期限

平成23年11月30日（水）必着

■申請場所・問い合わせ先

岡崎市役所 商工労政課工業労政班（西庁舎地下1階）TEL 0564-23-6351
（HPアドレス）<http://www.city.okazaki.aichi.jp/item20755.html#itemid20755>